健発 0 7 1 6 第 1 7 号 平成 2 6 年 7 月 1 6 日

都道府県知事 各保健所設置市市長 殿 特別区区長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について

中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。)については、平成24年9月以降、アラビア半島を中心に多数の発症事例が報告されている。特に、平成26年4月以降、アラビア半島諸国における感染者が急速に増加するとともに、輸入症例が世界各地において報告されているため、日本国内においても、中東呼吸器症候群の患者が発生するおそれが高まっている。

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令(平成26年政令第256号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第257号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第258号)、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令(平成26年厚生労働省令第81号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第82号)が公布されたところである(別添1参照)。

これらの命令は、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管 内市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期され たい。

第一 概要

- 1 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の制定
- (1) 中東呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第8項の指定感染症として定めること。(第1条関係)
- (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の 日以後同日から起算して一年を経過する日(平成27年7月25日)までの 期間とすること。(第2条関係)
- (3) 中東呼吸器症候群については、感染症法第8条第1項、第12条(第4項及び第5項を除く。)、第13条、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第30条まで、第34条、第35条、第36条(第3項を除く。)、第37条、第38条(第7項を除く。)、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条(第4号から第6号までを除く。)、第58条(第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。)、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を準用するとともに、所要の読替えをすること。(第3条関係)

なお、中東呼吸器症候群については、別紙に掲げる感染症法上の措置 を主として講じることができるものであること。

- (4)(3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する 事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。(第4条関係)
- (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部 改正

ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスを感染症法第6条第22項の三種病原体等に指定すること。(第2条関係)

- 3 検疫法施行令の一部改正
- (1)検疫法(昭和26年法律第201号)第2条第3号の政令で定める感染症として中東呼吸器症候群を定めること。(第1条関係)
- (2) 中東呼吸器症候群の病原体の有無に関する検査の手数料を4,150 円と定めること。(別表第2関係)

4 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規 定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規 則の規定の準用についての読替えに関する省令の制定

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第3条第1項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。(本則関係)

5 検疫法施行規則の一部改正

中東呼吸器症候群の病原体に感染したおそれのある者については、仮検 疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとすること。(第6 条第2項関係)

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日(平成26年7月 26日)から施行すること。
- 2 第一の1の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令及び同 4の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の 規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 規則の規定の準用についての読替えに関する省令は、同1の(2)の期間 の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 感染症発生動向調査事業実施要綱(平成11年3月19日付け健医発第458 号)の一部について、別添2のとおり改正すること。
- 2 この改正は、平成26年7月26日から適用すること。

中東呼吸器症候群について講じることのできる主な感染症法上の措置

疑似症患者に対する適用(第8条第1項)

医師の届出(第12条)

獣医師の届出(第13条)

感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(第15条)

健康診断(第17条)

就業制限(第18条)

入院(第19条及び第20条)

移送 (第21条)

退院 (第22条)

感染症の病原体に汚染された場所の消毒(第27条)

ねずみ族、昆虫等の駆除(第28条)

物件に係る措置(第29条)

死体の移動制限等(第30条)

質問及び調査(第35条)

入院患者の医療(第37条)

- ※ 上記措置に附随する関係規定は省略している
- ※ 括弧内は、感染症法の条文番号

報

則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

御 平成二十六年七月十六日 名 御 墾 国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政

令

内閣総理大臣 安倍

晋三

政令第二百五十五号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第六十二号までを 法律(平成二十六年法律第五十一号)の施行に伴い、この政令を制定する。 つ繰り上げ、同条第二項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項のご 第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号で 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。 内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

文部科学大臣 内閣総理大臣 下村 安倍 晋 博

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

官

名 御 璽

御

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋

政令第二百五十六号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号 (中東呼吸器症候群の指定)

第一条 感染症として定める。 限る。次条及び第三条第一項(同項の表を除く。)において単に「中東呼吸器症候群」という。 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスである。 「法」という。)第六条第八項

(法第七条第一項の政令で定める期間

3 第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、 以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。 この政令の施

第三条 中東呼吸器症候群については、 第六十六条の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を準用する。この場合において、次び第三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成 第一項、 三十五条、第三十六条(第三項を除く。)、第三十七条、第三十八条(第七項を除く。)、第三十九条 十三条、第十五条、第十六条から第二十五条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十四条、三条(中東呼吸器症候群については、法第八条第一項、第十二条(第四項及び第五項を除く。)、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。)、第五十九条、第六十一条第二項及 (法の準用) 第四十条から第四十四条まで、第五十七条(第四号から第六号までを除く。)、第五十八条

法第八条第一項 法第十二条第二項	労げつ項 り厚以第 一 に 感れ 染類	
法第十二条第六項	一項各号に規定する感	中東呼吸器症候群
法第十三条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感 ・ 四動物	ヒトコプラクダ
	当該感染症に	中東呼吸器症候群に
法第十三条第二項	前項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群
	同項の規定	前項の規定
法第十三条第四項	動物について	ヒトコブラクダについ
法第十三条第五項	第一項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
	月月の女子ででいる。	

官

症状が消失した が消失した
77
は一感染症指定医療機関
感染症指定医療機関
は一感染症指定医療機関
中
は感染症指定
感染症指定医療機関
は感染症指定医療機関
機感関染
中東呼吸器症候群
患者
患者若しくは無症状病原体保有者 患者
患者
状ル染中
感感 中
三(第
あ感又は
症 しくは新型インフルエンザ等感染 や症、四類感染症、五類感染症若 ・ 五類感染症、三類感や症若 ・ 中東呼吸器症候群

が感	法第三十八条第三項 前一	む第は病。	法第三十八条第二項 結結	法第三十七条第一項 若に	法第三十六条第一項 、第	法第三十五条第四項 条第	れ当	ン染ー	法第三十五条第一項 第三	法第三十四条 前条	法第三十条	法第二十九条 一類	法第二十八条	法第二十七条 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第二号 いて 第二月 第十	負の延見	い第二	第一号
がある者感染症の患者及び新感染症の所見	前二条)又は薬局) で定めるものを含った項の政令で定めるものを含い、(結核指定医療機関にあって	結核指定医療機関 、第二種感染症指定医療機関及び	合を含む。)又は第四十六条を第二十六条において準用する場を明立る場合を表しては第二十条(これらの規定	第三十条第一項又は第三十一条	第二項 第二項又は第三十一	でがある動物 「該感染症を人に感染させるおそ	ンフルエンザ等感染症 快症、四類感染症若しくは新型イー類感染症、二類感染症、三類感	第三十三条	*	染症 染症又は新型インフルエンザ等感 一類感染症、二類感染症、三類感	ニンザ等感染症 一 四類感染症又は新型インフ が 想感染症、二類感染症、三類感	ポ又は四類感染症、三類感染症、二類感染症、二類感染症、三類感	コンザ等感染症 、四類感染症又は新型インフ 感染症、二類感染症、三類感	準用する場合を含む。)一九条第七項(第二十六条にお	負担 の規定による申請に基づく費用の 延長並びに第三十七条の二第一項	準用する場合を含む。) 十条第四項(第二十六条にお	いて準用する場合を含む。)
中東呼吸器症候群の患者	第三十七条	病院	及び第二種感染症指定医療機関	又は第二十条	又は第三十条第一項	又は第二十九条第二項	ヒトコブラクダ	中東呼吸器症候群	第三十条	第三十条	中東呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	第十九条第七項	延長	同条第四項	

						法第四十二条第一項	注第四十一条第一 写	十条第一項		法第三十九条第一項			法第三十八条第九項		法第三十八条第八項	法第三十八条第六項	法第三十八条第五項	法第三十八条第四項
生労働省令で定める医療三十七条の二第一項に規定する厚三十七条の二第一項に規定する厚	(第六条第十六項の政令で定める療機関以外の病院若しくは診療所を得ない理由により、結核指定医	おいて同じ。が、緊急その他やむ院した患者を除く。以下この項に九条又は第二十条の規定により入	こおいて党み替えて単用する第十に居住する結核患者(第二十六条医療を受けた場合又はその区域内	若しくは診療所から	は	だとない。 人でこり見ておいて引きましくは第二十条 (これらの規定	療を関する厚生労働省令で定める医療を対象を受ける原生労働省令で定める医療を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	三十七条第一項又は第三十七二年一項	の二第一項の規定による第三十七条第一項又は第三十七条	により により	結核指定医療機関	○ 重成完全百分支援機	第七項	結核指定医療機関 、第二種感染症指定医療機関及び	ては、三十日前) 一年前(結核指定医療機関にあっ	ザ等感染症とび新型インフルエン	インフルエンザ等感染症一類感染症、二類感染症及び新型	ンフルエンザ等感染症及び新型イ類感染症、二類感染症及び新型イ
			医療	又は診療所から	フ 防 し 大 見	定医療機関以外の病院又は診療所に又は第二十条の規定により感染症指	医病	第三十七条第一項	同項の規定による	の規定により	入て第二和思身 <u>折</u> 扎发医叛移目	タブ 第二 重成 発 宣旨 と 医 乗 襲 男	第六項	及び第二種感染症指定医療機関	年前	中東呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	中東呼吸器症候群
	法第六十三条第二項		法第六十三条第一項		条第	法第五十九条	から第七号までから第七号まで	法第五十八条第四号	法第五十八条第三号	法第五十八条第二号	法第五十八条第一号	から第三号まで 法第五十七条第一号	及び第四十四条					
り実施された場合を含む。)	染症又は四類感染症、三類感染症、三類感染症、二類感染症、三類感	り実施された場合を含む。)	ンフルエンザ等感染症とは新型イ染症、四類感染症若しくは新型イン	第九号まで及び第十四号並びに	の費用及び同条第十二号の費用及び同条第十二号の費用及び同条第十二号	第四号	施。	七条 第二十一条(第二十六条において	は第四十八条第四項(第二十六条、第二十二条第四項(第二十六条)	第十七条又は第四十五条	第十四条から第十六条まで	施される場合を含む。)に要する(第五十条第一項の規定により実	の二第一項の二第一項及び第三十七条	場合 作名う 気める 旧物を変した	主分動省合で定める医療を受けた上分動省合で定める医療を受けた核患者が結核指定医療機関から第一項に規定する原	条第一項各号を発見など第三十七条第一項各号を対象が表情がある。	とでは日本では現れらちに1条	は一第十
場合	中東呼吸器症候群	場合	中芽吗吸器痘痘群	1 第	及び第十二号の費用	第三号	に要する	第二十一条	又は第二十二条第四項	第十七条	第十五条及び第十六条	に要する	第三十七条第一項		場合	見多新才気尼労村目が	以近に巨岩石を放後周から司	又は第二十条

令第二十七条第一項	令第二十五条第一項	令第六条				法第六十四条第一項		法第六十三条第三項
第九号まで及び第十四号	第四号	において準用する場合を含む。)) 及び	(同条第二項、第八項及び第九項(同条第二項、第五十三条の七第一項、第五十三条の七第一項、第四十十六条の二十七第七日並びに第六四十条第五十三条の七第一項、第四十十二条の二十七第七項並びに第四十十条	十八条第一項 第十四条第一項及び第五項、第三	前章	り実施された場合を含む。)	ルエンザ等感染症又は新型インフルエンザ等感染症、二類感染症、三類感染症、三類感
第七号まで	第三号	第二十五条第六項)、前章及び	びに第四十三条がら第五項まで並、第四十条第三項から第五項まで並	第三十八条第一項	第六章	場合	中東呼吸器症候群

(事務の区分)

官

第四条 前条において準用する法第十二条 (第四項及び第五項を除く。)、 第四項、 保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法 第八項及び第九項(それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)の規定により都道府県 及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、 項及び第三項を除く。)、第十七条、第十八条第一項、 律第六十七号) 第三十八条第二項 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 (第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)及び第五項並びに同条 第三項及び第四項、 第十三条、第十五条 第二十三条、 第十九条第一項、 (昭和二十二年法 第二十五条 第三項 第

附 則

(施行期日)

- (この政令の失効) この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する
- 2 は第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収 規定により支弁する費用、 までを除く。) 若しくは第五十八条(第八号、第九号、第十一号、 することができる実費については、 為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条(第四号から第六号 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行 第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しく この政令は、 その時以後も、 第十三号及び第十四号を除く。)の なおその効力を有する

地方自治法施行令の一部改正

地方自治法施行令 別表第一に次のように加える。 (昭和二十二 一年政令第十六号) 0 部を次のように改正する。

号)
等の政令(平成二十六年政令第二百五十六年政令第二百五十六中東呼吸器症候群を指

総務大臣 新藤

内閣総理大臣 厚生労働大臣 田村 憲久

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍

晋三

政令第二百五十七号

六条第二十二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第

部を次のように改正する。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 (平成十年政令第四百二十号)

第二条中第十一号を第十二号とし、 ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス 第十号を第十一号とし、 第九号の次に次の一号を加える。

この政令は、 公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村

内閣総理大臣 安倍

御 名 御 璽 検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍

晋三

御

名

御

雕

件につき

=;

四〇〇円

を

政令第二百五十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令

の政令を制定する。 内閣は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、

RSコロナウイルスであるものに限る。 (Sコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。)」を加第一条中「チクングニア熱」の下に「、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属ME 検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中 チクングニア熱 え、「別表第二」を「同表」に改める。

第一条

中東呼吸器症候群 チクングニア熱 一件につき 件につき 四 四〇〇円 五〇円 に改める。

この政令は、 公布の日から起算して十日を経過した日から施行する

内閣総理大臣 安田 倍村 晋怎

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍

晋三

官

政令第二百五十九号

き、この政令を制定する。 内閣は、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号) がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令 附則第一条の規定に基づ

がん登録等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。ただし、

条第二項及び第三項の規定の施行期日は、

平成二十六年七月十七日とする。 総務大臣 新藤 義孝

同法第十五

厚生労働大臣 内閣総理大臣 安田 倍村 憲久

がん登録等の推進に関する法律第十五条第一 一項の審議会等を定める政令をここに公布する。

名 御

御

平成二十六年七月十六日

政令第二百六十号

内閣は、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第十五条第二項の規定にがん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令

基づき、この政令を制定する。

7 とする。 がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、 厚生科学審議会

則

(施行期日)

ح

1 月十七日)から施行する。 この政令は、 がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の規定の施行の日 (平成二十六年七

(厚生科学審議会令の一部改正)

条の二とし、同条の前に次の一条を加える。第一条第一項中「厚生科学審議会(以下「審議会」という。)」を「審議会」に改め、第一条第一項中「厚生科学審議会会(平成十二年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。 同条を第

(所掌事務)

の権限に属させられた事項を処理する。もののほか、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)もののほか、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)を「本語会」という。)は、厚生労働省設置法第八条 一十五年法律第百十一号)の規定に基づきそ厚生労働省設置法第八条第一項に規定する 厚生労働大臣

内閣総理大臣 安田 倍村 晋怎

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令をここに公布する。

御 名 御 儺

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣

晋三

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令

三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。則第二条第一項、第二項及び第四項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)並びに第内閣は、独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十一条並びに附

(教育公務員の範囲)

第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法 務員は、次に掲げる者とする。 以下 「法」という。)第十一条の政令で定める教育公

教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。) 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、

(研究公務員の範囲)

に準ずるもの

能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第七第二条 法第十一条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発 属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。和二十五年法律第九十五号)の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律(昭項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律(昭

内閣総理大臣

安倍

晋三

第一条 この政令は、 第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、 (施行期日) 第十三条及び

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。 独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時において承継される国の権利及び義務

大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務 法第十六条各号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のも 文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、 それぞれ文部科学

のであって、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するもの

官

〇厚生労働省令第八十一号

10

感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び の規定の準用についての読替えに関する省令を次 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の 律第百十四号)第十八条第二項の規定に基づき、 症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法 の政令(平成二十六年政令第二百五十六号)第三 のように定める。 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等 項において準用する感染症の予防及び感染 2 1

一十六年七月十六日

関する法律施行規則の規定の準用について 症の予防及び感染症の患者に対する医療に の読替えに関する省令 東呼吸器症候群を指定感染症として定め 政令第三条第一項の規定による感染 厚生労働大臣 田村 憲久

び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及 そう」とあるのは「、中東呼吸器症候群(病原体 定の準用については、同条第二項第三号中「、 スであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候 がベータコロナウイルス属MERSコロナウイル 「重症急性呼吸器症候群」とあるのは「重症急性 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等 吸器症候群 の準用については、同条第二項第三号中「、痘(平成十年厚生省令第九十九号)第十一条の規 という。)、 痘そう」 中東呼吸器症候群」と読み替える と、同条第三項第一号中 令

(施行期日)

として定める等の政令の施行の日から施行す この省令は、 中東呼吸器症候群を指定感染症

過した日に、その効力を失う この省令は、 施行の日から起算して一年を経

〇厚生労働省令第八十二号

正する省令を次のように定める。 条の規定に基づき、検疫法施行規則の 検疫法 (昭和二十六年法律第 百 一号 部を改 第四十

次の一号を加える。 ら第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一 一号)の一部を次のように改正する。 第六条第二項中第六号を第七号とし、 検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十 検疫法施行規則の一部を改正する省令 一号の次に 第三号か

この省令は、 のに ウイルス属MERSコロナウイルスであるも 者があるときは、三百三十六時間 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナ 附 限る。)の病原体に感染したおそれのある 検疫法施行令の 一部を改正する政

から施行する。 (平成二十六年政令第 一百五十八号)

の施行の

附 則

生第100080号

(この省令の失効) 生第100087号

平成二十六年七月十六日 厚生労働大臣 田村 憲久

示

告

〇農林水産省告示第九百八十五号 一日付けをもって次のように肥料を登録したので、 肥料取締法 平成二十六年七月十六日 (昭和二十五年法律第百 一十七号) 第七条第一 同法第十六条第 項 の規定に基づき、 項の規定に基づき告示する。 農林水産大臣 平成二十六年五月十 林 芳正

有効期間が3 登録番号、 肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所 年であるもの

汚泥発酵肥料 汚泥発酵肥料 化成肥料 かんとり一流の友輪(作 Tパワー - 機入り化成888号 ースーパー (ゆうわ) · 推置 呖 檜枝岐村 瀬戸内ケミ会社 株式会社テ 力ル有限 福島県南会津郡檜枝岐 村字下ノ原880番地

生第100079号 生第100078号

生第100071号 生第100072号

> 化成肥料 肥料の種類

ほう素苦土有機入り複合特897号

瀬戸内ケ 会社

111

K

門

英

9

西 栋

山谷

登録番号

儿有限 松 岡山県笠岡市神島外浦 3675番地の1 愛知県常滑市泉町一丁 目44番地 岡山県笠岡市神島外浦 3675番地の1 뫄

出

H

橋号 癌吡

K

工艺 工艺工 オー

登録番号 生第100077号 輸第100094号 輸第100093号 生第100098号 輸第100092号 輸第100089号 輸第100088号 輸第100086号 輸第100084号 輸第100083号 輸第100082号 輸第100076号 輸第100075号 輸第100074号 輸第100073号 生第100101号 生第100090号 生第100081号 輸第100102号 生第100100号 生第100099号 生第100091号 輸第100085号 有効期間が6 蚕蛹油かす及 びその粉末 ひまし油かす及びその粉末 尿素 化成肥料 化成肥料 描化ア 硫酸アンモ 化成肥料 化成肥料 年であるもの 化成肥料 配合肥料 混合加里肥料 硝酸石灰 硫酸岩土肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 化成肥料 重队 化成肥料 肥料の種類 過り) ん酸石 シモニ N8蚕蛹油かす くみあい苦土マンガン ホウ素ジシアン入り化 成855 25 塩安 5 硫安3号 銅入り高度化成S800 号 マンガンほう素入り 成肥料14-16-16 丸菱高度化成緑育特号 38.0重過り 硝酸石灰 2 SKミネラ **尿素46** 亜リン酸カリ 有 UZ S CH33号 NKSJ 化成850 化成肥料482 化成肥料444 が世代 0ひまし油粕 ペポン 機入り544 Cニトロエース407 門 世 ド粒状有 9 ルマグ 加 ん酸石 多 称 一機入 民 R ツーアイ、株式会社 かねさだ商事有限会 社 丸菱肥料株式会 FORWARD 会社 日越化学株式会社 興和株式会社 東山物産株式会社 三井物産アグロビジ ネス株式会社 北海道肥料株式会社 有限会社サン・チヤイルド 111 株式会社中村商会 伊藤忠商事株式会社 有限会社興農社 太陽肥料株式会社 株式会社中村商会 株式会社正栄商 限会社興農社 通国際商事株式 ンデス貿易株式会 菱商事株式会社 通国際商事株式会 東エフシー株式会 改 マテッ 社 株式 0 東京都中央区日2石町三丁目1番 東京都中央区日石町三丁目1 東京都江戸川区-七丁目35番22号 東京都江戸川区 七丁目35番22号 東京都千代田区神田司 町二丁目10番地 東京都江東区亀戸 目55番20号 東京都千代田区丸の内 二丁目3番1号 熊本県熊本市東区桜木 五丁目7番30号

液状複合肥料 液状複合肥料 化成肥类 かく S 液肥70号 レット051 B根菜用液肥1 あい有 機入りペ 声 アグロカネショウ株 式会社 太平物産株式会社 ダン化学株式会社 秋田県秋田市卸町三丁 目3番1号 東京都中野区松が丘一 丁目5番地の1 東京都杉並区成田東 丁目48番4号 茨城県神栖市砂山4番 東京都港区赤坂四丁 2番19号 静岡県藤枝市八幡208 番地の1

ш,

北海道3 大阪府藤 目7番67 愛知県ろは町 東京都中央区日 3番石町三丁目3番 東京都千代田区神田錦町二丁目9番地 東京都千代田区神田錦町二丁目9番地 東京都中央区京橋一丁 目18番1号 具名古屋 [1]丁目 室蘭市築地町 縣井寺市岡 7号 活因いる番店 57 27 施吡 *

愛知県名古屋市 三丁目6番29号 福岡県福岡市中央区荒 津二丁目3-7 愛知県名古屋市港区い ろは町1丁目23番地 大阪府大阪市北区梅田 三丁目1番3号 計中区錦 9号

感染症発生動向調查事業実施要綱新旧対照表

感染症発生動向調査事業実施要綱

第1(略)

第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

- 1 全数把握の対象 一類感染症(略)
 - 二類感染症(略)
 - 三類感染症(略)

四類感染症 (略)

五類感染症(全数)(略)

新型インフルエンザ等感染症 (略)

指定感染症

(107) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス 属MERSコロナウイルスであるものに限る)、(108) 鳥イン フルエンザ (H7N9)

2 定点把握の対象 五類感染症(定点)(略)

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (109) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(110)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。) 感染症発生動向調查事業実施要綱

第1(略)

第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

- 1 全数把握の対象 一類感染症(略)
 - 规心未止(阳)
 - 二類感染症 (略)
 - 三類感染症 (略)

四類感染症 (略)

五類感染症(全数)(略)

新型インフルエンザ等感染症 (略)

指定感染症

(107) 鳥インフルエンザ (H7N9)

2 定点把握の対象 五類感染症 (定点)(略)

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (108) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外 傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(109) 発 熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、 三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状である ことが明らかな場合を除く。) 3 (略)

第3~第4(略)

第5 事業の実施

 $1 \sim 3$ (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症(1)(略)

(2) 定点の選定

ア疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(<u>109</u>)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(<u>110</u>)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標榜する医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの)を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として 算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、 第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病 院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。 3 (略)

第3~第4(略)

第5 事業の実施1~3(略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (1)(略)

(2) 定点の選定

ア疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(<u>108</u>)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(109)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標榜する医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの)を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として 算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、 第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病 院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
~3万人	3
3万人~7.5万人	4
7.5万人~12.5万人	7
12.5万人~	7+6× (人口-12.5万人) /10万人

(3)(略)

 $5 \sim 6$ (略)

第6(略)

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、 病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県 等において実施可能となり次第、実施する *۱* ۷

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行す る。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行す

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行 する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行す

る。 この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年 7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

保健所管内人口	定点数
~3万人	3
3万人~7.5万人	4
7.5万人~12.5万人	7
12.5万人~	7+6× (人口-12.5万人) /10万人

(3)(略)

第 6 (略)

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、 等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えな ر الم

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行す る。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行す

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行 する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 の実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行す る。

の実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。 ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年 7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。